

相続預金の支払手続等に関するご案内

日 新 信 用 金 庫

この度はご親族様のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

このご案内には、お亡くなりになられた方のご預金等の支払手続が説明してあります。ご不明な点は支店窓口にお問い合わせください。

目 次

項目	内 容	頁
1	相続預金の支払手続の流れについて 1頁
2	被相続人(亡くなられた方)様 及び 相続人様に関すること 1頁
3	一般的な相続方法と相続人様に提出していただく依頼書等について 2頁
	1. 遺産分割協議前	
	2. 一①遺産分割協議後<遺産分割協議書の原本の提出がない時>	
	2. 一②遺産分割協議後<遺産分割協議書の原本の提出がある時> 2頁
	3. 家庭裁判所による調停・審判がある場合	
	4. 信託銀行が遺産整理受託者の場合	
	5. 遺言に基づく相続の場合	
4	戸籍謄本について 3頁
5	印鑑証明書について 3頁
6	相続人様から相続手続時に提出していただく書類について 3頁
7	被相続人様と当金庫との取引内容 4頁
8	相続手続依頼書兼委任状兼受領書 別添

1. 相続預金の支払手続の流れについて

(1) 必要書類の準備

- 戸籍謄本(詳しくは3頁を参照願います。)
- 印鑑証明書(相続人様全員のもの)をご準備願います。

(2) 相続人様全員で相続の方法によった依頼書を記入願います。

- 遺言書、家庭裁判所の審判等の事情がある場合は、遺言書・審判書原本をお持ちになり、支店の窓口までお越しください。

(3) 営業店窓口へ提出

原則、お取引店へ提出願います。

2. 被相続人(亡くなられた方)様 及び 相続人様に関すること

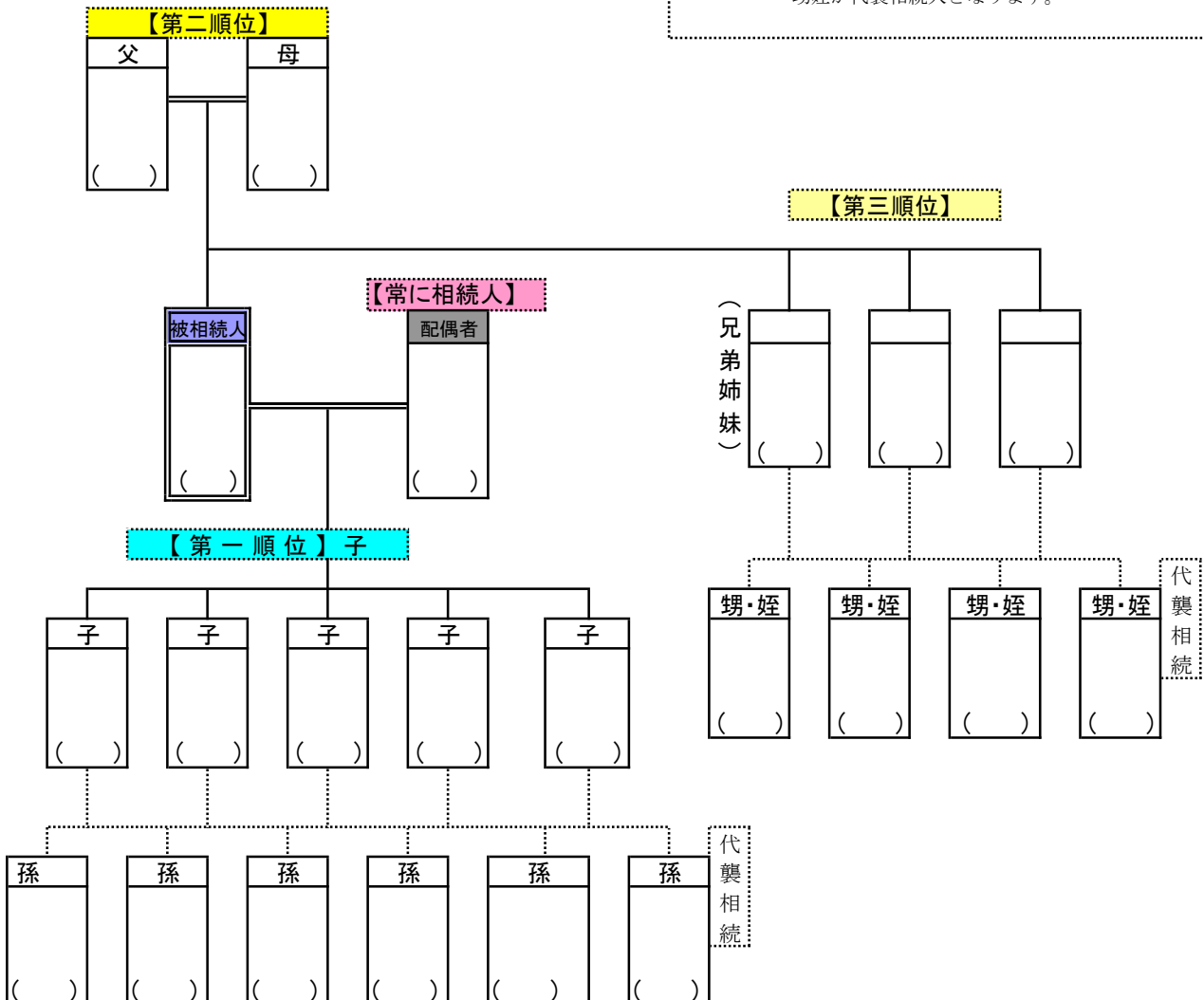
【相続人様の範囲】

- ①配偶者は常に相続人になります。
- ②下記の方が配偶者と共に相続人になります。
 - 第一順位 ⇒ 子
 - ・子が死亡の場合は孫が代襲相続人になります。
 - 第二順位 ⇒ 父母 (第一順位の相続人がいない場合)
 - ・父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母が相続人となる。
 - 第三順位 ⇒ 兄弟姉妹 (第一順位、第二順位の相続人もいない場合)
 - ・兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります。

被相続人様に関する事項			
お名前			
生年月日	M T S H R	年	月 日
結婚日	M T S H R	年	月 日
死亡日	M T S H R	年	月 日

【お願い】

相続のお手続のためには、被相続人様(亡くなられた方)を中心とした相続人様の関係を確認する必要があります。
右記の解説を参考に相続人様の関係をご記入ください。



3. 一般的な相続方法と相続人様に提出していただく依頼書等について

符号	相続方法	提出いただく依頼書	確認書類	記入方法
1	遺産分割協議前	「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」(当金庫制定書式)にご記入願います。	①被相続人様の出生から死亡までの連続した全ての戸籍謄本(改製原戸籍、除籍謄本含む)または認証文付き法定相続情報一覧図の写し ②相続人様全員の相続権を確認できる戸籍謄本 ③相続人様全員の印鑑証明書 ④代襲相続ある場合: 亡くなられた相続人様(子または兄弟姉妹)の戸籍謄本 ⑤該当する被相続人様名義の預金証書(通帳)等	①「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」に相続人様全員が自筆にて記名押印してください。 ②住所、印鑑は印鑑証明書と同じものをご記入押印願います。
2-①	遺産分割協議後 <遺産分割協議書の原本の提出がない時>	「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」(当金庫制定書式)にご記入願います。	<遺産分割協議書の原本の提出がない時> ①被相続人様は上記1①に同じです。 ②相続人様については、上記1.②③に同じ。 ③代襲相続については上記1.④に同じ ④該当する被相続人様の名義の預金証書(通帳)等	①「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」に相続人様全員が自筆にて記名押印してください。 ②住所、印鑑は印鑑証明書と同じものをご記入押印願います。
2-②	遺産分割協議後 <遺産分割協議書の原本の提出がある時>	「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」(当金庫制定書式)にご記入願います。	<遺産分割協議書の原本の提出がある時> ①被相続人様は上記1①に同じです。 ②遺産分割協議書(相続人様全員の署名・捺印と印鑑証明書が添付されているもの) ③指定された相続人様の現在の戸籍謄本及び印鑑証明書 ④代襲相続ある場合: 亡くなられた相続人様(子または兄弟姉妹)の戸籍謄本 ⑤該当する被相続人様名義の預金証書(通帳)等	①「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」に遺産分割協議書により相続される方が自筆にて記名押印してください。 ②住所、印鑑は印鑑証明書と同じものをご記入押印願います。
3	家庭裁判所による 調停・審判がある場合	(営業店窓口でご相談ください)	<家庭裁判所による調停・審判がある場合> ①調停の場合: 調停調書謄本 審判の場合: 審判書、審判の確定証明書 ②記載された相続人様の印鑑証明書と本人確認書類	①家庭裁判所の調停または審判により相続される方が自筆にて記名押印してください。 ②住所、印鑑は印鑑証明書と同じものをご記入押印願います。
4	信託銀行が遺産 整理受任者の場合	(営業店窓口でご相談ください)	<信託銀行が遺産整理受任者の場合> ①遺産分割協議書 ②被相続人様の戸籍謄本または除籍謄本 ③代襲相続ある場合: 亡くなられた相続人様(子または兄弟姉妹)の戸籍謄本 ④委任契約に関する書式一式	①「遺産整理に関する委任契約」を締結し、委任している場合は、受任者(信託銀行)の方が「相続手続依頼書兼委任状兼受領書」に記名押印してください。
5	【遺言に基づく相続】 ①遺言執行者が指定されている場合 ②遺言執行者が指定されていないが、受遺者と称するものに遺贈する旨の記載がある場合 ③包括遺贈の場合 種々のケースがありますので、当庫に提出いただく「依頼書」も遺言書の文面に沿って作成する必要があります。			

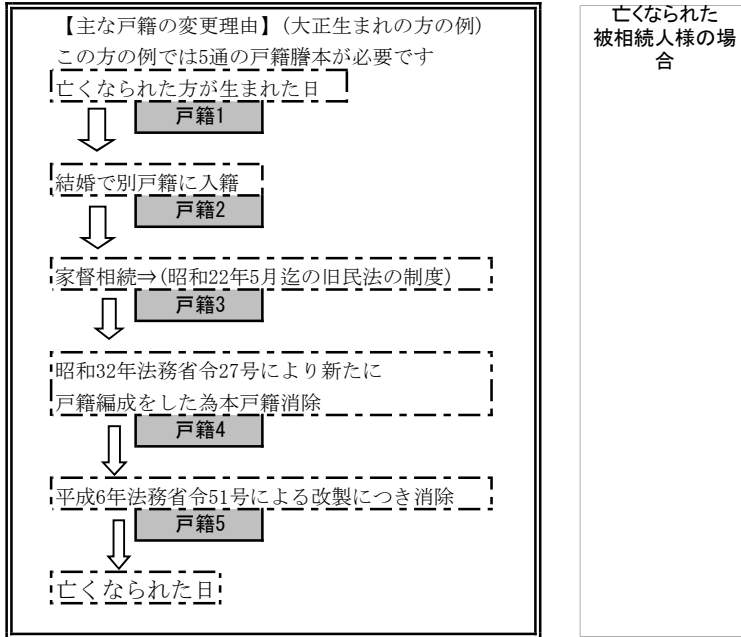
※①ご不明な点は営業店窓口にお問合せください。

※②改正相続法における預貯金の仮払制度をご利用される場合は、営業店窓口にお問合せください。

4. 戸籍謄本について

(1) 被相続人様(亡くなられた方)について

相続人様を確認するため、原則、被相続人様(亡くなられた方)が、生まれた時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要です。



(2) 相続人様の戸籍謄本について

相続人様全員の相続権を確認できる範囲までの戸籍謄本が必要です。ただし、下記に該当する場合は提出不要です。

- ①被相続人(亡くなられた方)と同一の戸籍にいる方。
- ②被相続人の戸籍から婚姻等で除籍されたが、現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方。

5. 印鑑証明書について

(1) 相続人様全員の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内のもの)の提出をお願いします。

遺産分割協議書に添付してある印鑑証明書を使用して手続きを行う場合は、発行後6ヶ月超であっても受付します。

(2) なお、海外に居住し印鑑証明が取得できない場合、

依頼書に大使館・領事館の「サイン証明の手続」を受け、あわせて「在留証明書」の提出が必要になります。

6. 相続人様から相続時に提出していただく書類について

預金等を取得される相続人様ご本人のご来店をお願いします。また、本人確認のための資料もお願いします。

	お持ちいただくもの	入手先	必要書類に○印
必須	○被相続人様の戸籍謄本(出生から亡くなられた時まで)	市区町村役場	
	○相続人様の戸籍謄本(相続権が確認できる範囲まで)	市区町村役場	
	○相続人様全員の印鑑証明書(6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	
	○各種依頼書、念書(相続)等(相続人様全員が署名・捺印したもの)	営業店窓口で	
	○通帳・証書・キャッシュカード等	お客さま	
	○預金等の支払を受ける方のご実印	お客さま	
該当がある場合	○名義変更の場合は新印鑑	お客さま	
	○遺産分割協議書(原本の提示をお願いします。)	お客さま	
	○遺言書(原本のご提示をお願いします。)	お客さま	
	○各種審判書(原本のご提示をお願いします。)	お客さま	

【ご提出いただいた相続関係書類のお取扱について】

- 必要書類は、原則全て原本をご提出いただきます。
- 遺産分割協議書、遺言書、調停書、審判書は原本の写しをとらせていただき、原本はご返却します。
- 戸籍謄本、印鑑証明書原本の返却をご希望される場合は、事前にお申出ください。
- ご提出いただいた書類は、相続手続きのためだけに使用させていただきます。

7. 被相続人様と当金庫との取引内容(含む僚店取引)

(1)貸出金取引について

取引なし

取引あり(※注①)

番号	取引店	貸出金科目	現在残高
1			
2			

※注①相続が開始した場合、被相続人様が負担していた債務は各共同相続人様に、その相続分に応じて分割され承継されます。共同相続人様のうちの1人に全債務を承継させるには、他の共同相続人様の各相続債務を引き受ける行為すなわち債務引受契約が必要になります。

(2) 預金取引について (当座預金取引がある場合——※注②)

番号	取引店	預金の種類	口座(証書)番号	口座(証書)番号	通帳などの提出状況 (有に「○」、無しに「×」)
1					・通帳「 」・証書「 」・キャッシュカード「 」
2					・通帳「 」・証書「 」・キャッシュカード「 」
3					・通帳「 」・証書「 」・キャッシュカード「 」
4					・通帳「 」・証書「 」・キャッシュカード「 」

※注②当座勘定取引契約は取引先死亡によって終了します。その時点で当座勘定取引口座は閉鎖します。

当座預金残高は、相続財産であるから相続人が相続します。

当座勘定取引先が生前に振出した手形・小切手等は、相続人様からの依頼書による意向によって処理します。

(3)国債窓口販売及び投信窓口取引について

取引なし

取引あり

番号	取次店	種類	口座番号	現在残高
1				
2				

(4)外貨預金の取引について

取引なし

取引あり

番号	取次店	種類	口座番号	現在外貨残高
1				
2				

(5)出資金取引について

取引なし

取引あり

番号	取引店	証券番号	金額	出資証券の提出について
1				

(6)貸金庫取引について

取引なし

取引あり

番号	取引店	種類	貸金庫番号
1			

【ご相続方法と必要書類】

ご相続方法により、ご用意いただく書類が異なります。主なケースは以下のとおりです。

ご相続方法	確認	ご用意いただくもの
・遺産分割協議書、遺言がいずれもない場合	<input type="checkbox"/>	下記、区分「イ」の書類をご用意ください。
・遺産分割協議書により相続される場合	<input type="checkbox"/>	下記、区分「ロ」の書類をご用意ください。
・遺言により相続される場合	遺言執行者の指定あり	<input type="checkbox"/> 下記、区分「ハ」の書類をご用意ください。
	遺言執行者の指定なし	<input type="checkbox"/> 下記、区分「ニ」の書類をご用意ください。

※裁判所の調停調書謄本または審判書謄本がある場合には、お取引店にお問合せください。

【必要書類】 ※正本または謄本の原本をご用意ください。

正本または謄本の原本のご返却をご要望の場合は、お申出ください。

区分	ご用意いただくもの				入手先	確認		
	イ	ロ	ハ	ニ				
					相続手続依頼書兼委任状兼受領書	当金庫から交付	<input type="checkbox"/>	
○	○	○	○		ご相続預金の通帳・証書 貸金庫の鍵・利用カードなど	紛失されている場合は窓口までお申出ください	お客さま	<input type="checkbox"/>
					ご実印		お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○		○		亡くなられた方の戸籍謄本 (または・全部事項証明書・認証文 付き法定相続情報一覧図の写し)	「被相続人の戸籍謄本」 「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」 亡くなったことが確認できるもの	市区町村役場 法務局	<input type="checkbox"/>
○	○		○		相続人さま全員の戸籍謄本 (または・全部事項証明書・認証文 付き法定相続情報一覧図の写し)	「相続人の戸籍謄本(代襲相続人等)」 「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」 (被相続人の戸籍で確認がとれた場合は不要)	市区町村役場 法務局	<input type="checkbox"/>
○	○		○		相続人さまの印鑑登録証明書	「相続人の印鑑登録証明書」 相続人さま全員のもの (発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	○				遺産分割協議書	「遺産分割協議書」法定相続人全員のご署名・ご捺印(ご実印のあるもの)	お客さま	<input type="checkbox"/>
		○	○		遺言書	「遺言書」 自筆証書遺言、公正証書遺言	お客さま	<input type="checkbox"/>
		○	○		検認済証明書 (または検認調書)	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
			○		遺言執行者の選任審判書謄本	「調停証書または審判書」 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
			○		亡くなられた方の戸籍謄本(審判書 無の場合) (または全部事項証明書)	「被相続人の戸籍謄本」 亡くなったことが確認できるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
			○		遺言執行者の印鑑登録証明書	「遺言執行者の印鑑登録証明書」 遺言執行者の指定がある場合 (発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
			○		受遺者の印鑑登録証明書	(発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

※ご提出いただいた戸籍謄本が発行日から著しく経過している場合は、再度の取得をお願いすることがあります。

※亡くなられた方が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本の代わりに「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を提出することが可能ですが、確認できない内容がある場合は、別途謄本等が必要になることがあります。

※ご相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、上記説明と異なる場合もございますので、お取引店にお問合せください。